

関東地方整備局管内における総合評価 落札方式の取り組みについて

国土交通省 関東地方整備局
企画部 技術調査課
建設専門官 丸山 日登志

1. はじめに

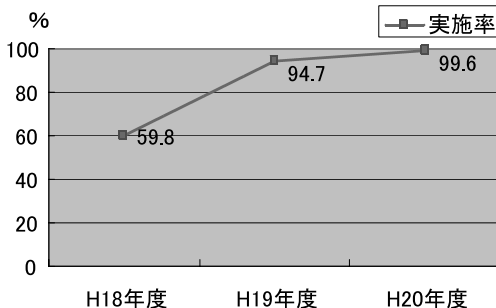
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号以下「品確法」という。）は、公共工事の品質の低下が懸念されることから、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが肝要であると明記され、平成17年4月1日より施行されました。

総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）に位置づけられた落札者の決定方法です。

関東地方整備局では、平成17年度より、品確法に基づく総合評価落札方式による工事発注を順次拡大してきたところであり、平成19年度以降では、ほぼ全ての工事で適用しています。

表-1 総合評価落札方式実施状況

関東地方整備局における総合評価落札方式実施率
(工事件数比) ※随意契約を除く



2. 総合評価落札方式における技術提案に係る課題への対応

平成21年3月17日に行われました、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第16回）（委員長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）」において、総合評価方式や入札契約手続きに関する改善方策や、総合評価方式における諸課題への対応方策についての検討結果をとりまとめられ報告されました。

関東地方整備局においては、当委員会の検討報告を受け、過度な技術提案への対応の考え方について、「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン（平成21年度版）」に記載し、また、「総合評価落札方式の技術提案書作成上の留意点について」管内関係事務所へ通知し、関東地方整備局のホームページに掲載しているところであります。

以下に具体的な内容を紹介します。

3. 総合評価落札方式の技術提案書作成上の留意点について

公共工事の品質確保の促進等を図るため、過度なコスト負担を要する提案や技術提案書の作成にあたって、特に誤解の生じやすいところを技術提案書作成にあたって特に留意するべき事としてとりまとめました。

総合評価落札方式の技術提案書作成上の留意点について

項目	内容	例示
<p>(1) 技術提案の求め方について</p>	<p>1) 改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける不確実性の高い評価項目は、原則として技術提案課題として設定しないものとする。</p>	<p>〔例〕 改善効果が低い評価項目 ・水素イオン濃度 (pH) などの放流水質 ※改善効果を期待する評価項目として「PHなどの水質」の数値提案を求めることが適しているのかどうか、提案課題設定時に期待される効果を確認する。</p> <p>〔例〕 不確実性の高い評価項目 ・トンネル掘削余堀量の低減量 ※ただし、数値提案とともに余堀量を低減させる掘削方法の工夫等の技術提案を併せて求める場合はこの限りでない。</p>
	<p>2) コスト負担を要するハード対策が必要な場合には、標準案として予定価格に反映するものとする。</p>	<p>〔例〕 トンネル掘削工法の施工計画（騒音、振動対策に配慮した掘削工法（防音扉を含む））の工夫。 ※コスト負担を要する防音扉の設置が重要であれば、標準案として予定価格に反映する。</p>
	<p>3) 求める技術提案に上限（値）を設定する場合、予定価格の範囲内で技術提案の上限（値）を履行することが可能か判断した上で、技術提案を求めるものとする。</p>	<p>〔例〕 舗装工事における舗装の性能指標（平たん性） ※予定価格の範囲内で上限値を履行することが可能と判断できる場合は、その設定根拠を明示して、上限（値）を設定する。</p>
	<p>4) 受・発注者間の認識の乖離が生じないように、技術提案に係る上限（値）の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かりやすい記載に努めるものとする。</p>	
<p>(2) 過度なコスト負担を要する提案について</p>	<p>1) 「過度なコスト負担を要する場合」とは、個別の工事の現場条件によって左右されることがあり、該当する場合と該当しない場合があることに十分留意するものとする。</p>	
	<p>2) 当該工事における過度なコスト負担を要する提案の事例を、入札説明書に記載するものとする。</p>	
	<p>3) 過度なコスト負担の提案事例</p>	<p>① 「品質管理への配慮事項や技術的所見」に対する場合 i) 材料等のグレードアップに関する提案 ・設計図書等の範囲を超えた省力化、効率化等を目的とした提案 ・設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案 ii) 試験・検査・確認等の割増、追加に関する提案 ・施工管理基準等の規定以上の管理等の提案 ・追加ボーリング等、設計図書等に明示がなく、通常設計変更で対応している事項の提案 ② 「環境対策等への配慮事項や技術的所見」に対する場合</p>
	<p>4) 審査・評価において、過度なコスト負担を要する提案であると判断したとしても、過度なコスト負担を要しない提案より、優位な評価をしないだけで、提案としては評価するものとする。 なお、基本的に、過度なコスト負担を要する場合と要しない場合の判断は、積算等で総合判断するものとする。</p>	
<p>(3) 記載例</p>	<p>入札説明書の別記様式に記載</p>	<p>注) 設定した課題に対する技術提案が優れているかどうかを評価する。 なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する場合には、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。 本工事における過度なコスト負担を要する提案とは、下記の事例を想定している。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p>

【過度なコスト負担の提案書記載例】

(1) 河川工事の例

〔VE提案記載例〕

①VE提案：地盤改良による近接構造物への影響対策 ・追加ボーリングの実施等、設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項 ・設計基準強度の増等、設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案
②VE提案：施工時の振動軽減を図る施工方法 ・施工管理基準値等の規定以上の管理等で改善効果が低い提案
③VE提案：コンクリートの品質確保を図るための施工方法 ・コンクリート強度の変更等、設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案
④VE提案：打継目の越冬時保護対策及び越冬後の打継目処理 ・高価な仮設工等の採用により、品質確保等に対し必要以上の対策効果を実現する提案

〔施工計画提案記載例〕

①施工計画：振動・騒音、粉塵対策等周辺住民へ配慮すべき事項 ・高価な仮設等による対策により、周辺環境対策に対して必要以上の対策効果を実現する提案
②施工計画：台船施工（貯水池移動、現地係留、出水対策）の配慮事項 ・設計図書等の範囲を超えた省力化、効率化等を目的とした提案
③施工計画：コンクリートの品質確保を図るための施工上配慮すべき事項 ・設計図書の範囲を超えたグレードアップに関する提案（セメントの変更等）
④施工計画：盛土の施工方法・品質管理及び土運搬時の配慮について ・追加ボーリングにより地盤沈下の検討をするなど、通常設計変更で対応している事項の提案
⑤施工計画：出水に対する配慮事項、その他施工上配慮すべき事項 ・高価な仮設工等（二重締切等）の採用により、必要以上の対策効果を実現する提案 （打設済み堰堤全体を防寒仮囲いにより被い越冬させる等）
⑥施工計画：他工事と共有する工事用道路の利用に対し配慮すべき事項及び落石に対する配慮 ・高価な仮設工等の採用により、必要以上の対策効果を実現する提案 （工事用道路全線にわたる拡幅等）
⑦施工計画：施工上配慮すべき事項 ・高価な仮設工等の採用により、周辺環境対策等に対し必要以上の対策効果を実現する提案 （余水排水処理のSS、PHをより低減するための提案）

(2) 道路工事の例

〔VE提案記載例〕

①VE提案：合成床版の品質管理に係わる具体的な工夫 ・設計図書等の範囲を超えた材料等のグレードアップに関する提案など
②VE提案：上部工の品質管理に係わる具体的な施工計画 ・設計図書等の範囲を超えた材料等のグレードアップに関する提案
③VE提案：鋼床版の品質管理に係わる具体的な工夫 ・施工管理基準値等の規定以上の管理を行い品質を確保する提案など
④VE提案：現場施工時の周辺環境対策に係わる具体的な施工計画 ・機種、機械等のグレードアップにより、周辺環境対策等に対して必要以上の対策効果を実現する提案

〔施工計画提案記載例〕

①施工計画：現場施工の工程管理に配慮すべき事項 ・施工機械の大型化等による工期短縮 等
②施工計画：現場施工の工程管理に係わる具体的な施工計画 ・設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案（機種・機械の大型化等）
③施工計画：架設時の安全管理に係わる具体的な施工計画 ・設計図書等の範囲を超えた保安施設等の提案 など
④施工計画：近接施工の安全管理に係わる具体的な施工計画 ・設計図書等の範囲を超えた効率化を目的とした提案（機種・機械の大型化等）
⑤施工計画：上部工架設時の安全管理に係わる具体的な施工計画 ・設計図書等の範囲を超えた保安施設等の提案 ・設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案（機種・機械の大型化等）

4. 技術提案の評価について

技術提案の評価（標準、簡易型）につい

ては、以下の表のように設定し評価して
います。

表－2 技術提案書評価設定

評価項目の関東地整例（一般土木）

評価の視点		評価項目例	評価項目区分	H2.1評価	標準I型	標準II型	簡易型
簡易な施工計画 (簡易型)		施工上配慮すべき事項	配慮事項が現地条件を踏まえ適切である 不適切である	○ 欠格			◎
技術提案 (標準II型) (※1)		工程管理に係わる技術的所見	現地条件等を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫がみられる	30.15	(※2)	◎ 原則1項目(工事内容により1~2項目を指定)	
		材料の品質管理に係わる技術的所見	現地条件等を踏まえ適切であり、工夫がみられる	15.8			
		施工上の課題に対する技術的所見	現地条件等を踏まえ適切である	0			
		施工上配慮すべき事項	不適切である	欠格			
		安全管理に留意すべき事項	重要な項目が記載され工夫がみられる	30.15	(※2)		
		上記以外の項目	工夫がみられる	15.8			
			適切である	0			
不適切である	欠格						
VE提案案等の技術	総合的なコスト	ライフサイクルコスト その他	30~50 (※3) (施工体制確認型は、40~100)		◎		
	性能・強度等	性能・機能					
		環境の維持					
	社会要請	交通の確保					
		特別な安全対策					
	省資源・リサイクル						
施工計画(標準I型)	個別テーマについての施工計画						
工事全般の施工計画		施工上配慮すべき事項等の技術的所見	不適切である場合は、欠格とすることができる		◎		

◎：必須項目、○：選択項目

※1 一つの細目の中で、複数のテーマを設定することも可
 ※2 技術提案の評価

(5段階評価も可とする)

1項目 30点満点 優(30) 良(15) 可(0) 欠格
 2項目 各15点満点 優(15) 良(8) 可(0) 欠格
 1項目時：30-23-15-8-0 欠格
 2項目時：15-12-8-4-0 欠格

※3 標準I型における、工事全般の施工計画及びVE提案とVE提案に基づく施工計画は、工事毎に適切に配点するものとする。

・企業の高度な技術力(VE、施工計画)の配点

満点を5点刻みで設定(5、10、15、20・・・)し、優の満点に対し、良は1/2、可は1/10とし切り上げ整数止めを原則とする(例：優15点-良8点-可2点)

5. 技術提案の実施確認について

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月)」において、「総合評価方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。」とされています。

関東地方整備局では、応札者より提出された技術提案内容については、すべて契約内容となるため、履行できなかった場合には予め入札説明書、契約書(附則)及び特記仕様書において定めた措置(ペナルティ)を講じることとしています。

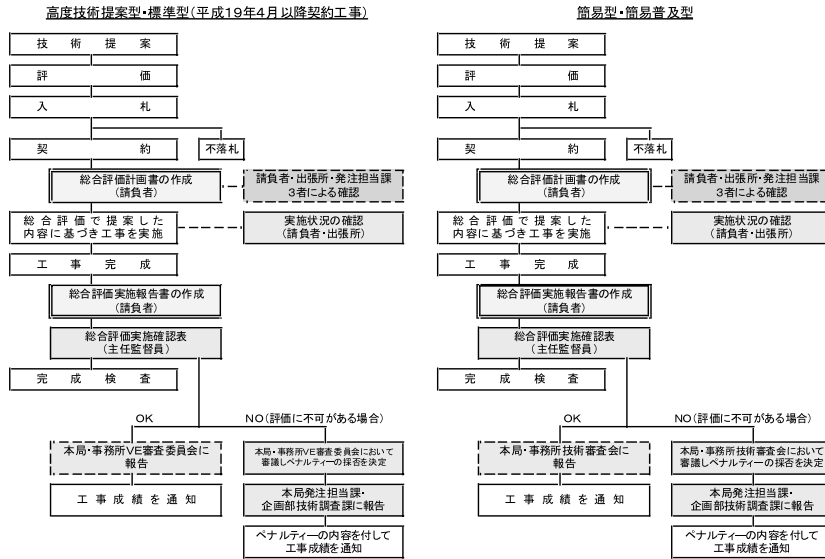
〔技術提案の不履行の場合〕

技術提案の不履行の場合は、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合にペナルティを課します。

定量評価に関する技術提案の場合は、実際に確認できた数値に基づき点数の再計算を行い、落札時の「評価値」との点差に対応した金額の支払いを求め、併せて、工事成績評定を減点します。

定性評価に関する技術提案の場合は、ペナルティとして工事成績評定を減点します。

なお、技術提案書内容及びペナルティの取扱い方法については、契約書に記載しています。



図－1 総合評価落札方式タイプ別ペナルティ設定例

【工事成績の減点を設定する場合の扱いについて】

- 1) 基本的に「簡易な施工計画」、「工事全般の施工計画」及び「VE提案に係る施工計画」のそれぞれの評価項目別に設定するものとする。

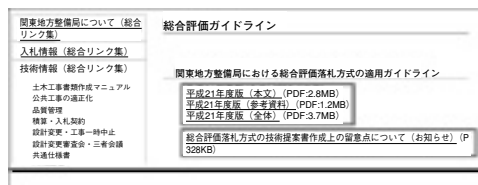
なお、評価項目を複数求めた場合の発注者が設定するペナルティは最大15点までの設定とする。

- 2) ペナルティは、それぞれの評価項目に対し工事成績の減点措置を適用するものとする。
- 3) 1つの評価項目（施工計画）の中で提出された提案項目のうち、発注者が評価した技術提案について実施されていないと判断される場合に適用するものとするが、その場合の判断

基準は、当該工事において落札者が提示した技術提案による効果と、履行の状況を総合的に勘案したうえで、実施されていないと判断される場合に減点措置を行うものとする。

6. おわりに

関東地方整備局のホームページにて関東地方整備局における総合評価落札方式適用工事を対象として、その工事発注事務の手順と評価項目や技術提案様式等についての基本事項を定め、総合評価落札方式の適切な運用を図ることを目的として作成した『関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン』を掲載していますので参考にして下さい。



図－2 関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/gijyutsuchousa/guidelines.htm>)